第２号様式（第３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ列４番）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　香川県知事　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、その主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

支援法人の指定に関する誓約書

私は、次の各号のいずれにも該当しないこと及び定款の内容が法令に違反していないことを誓約します。なお、役員等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

三　法第50条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年　を経過しない者（当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から２年を経過しない者を含む。）

四　債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第１項（同法第24条第２項、第24条の２第２項、第24条の３第２項、第24条の４第２項、第24条の５第２項及び第24条の６において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

六　支援業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者

七　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

八　暴力団員等がその事業活動を支配する者

九　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

十　精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当該法人の代表者 |  |  |  |
| （ふりがな） | 生年月日 | 性別 | 住　所 |
| 氏　名 |
|  |  |  |  |
|  |
| 当該法人の役員 |  |  |  |
| （ふりがな） | 生年月日 | 性別 | 住　所 |
| 氏　名 |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |

（別添）

　注意　記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。